二　第三項第二号に掲げる数には導管会社等（その設立国が我が国であるものに限る。以下この号において同じ。）の従業員等の数を含むものとし、前項第二号に掲げる金額には導管会社等の有形資産の額を含むものとする。

三　導管会社等の設立国を所在地国とする他の構成会社等がない場合又は当該設立国を所在地国とする他の構成会社等の全てが各種投資会社等その他の財務省令で定める構成会社等に該当する場合には、前二号の規定にかかわらず、第三項各号に掲げる数には当該設立国を設立国とする導管会社等の従業員等の数を含まないものとし、前項各号に掲げる金額には当該導管会社等の有形資産の額を含まないものとする。

6　第百五十五条の三十六（会社等別国際最低課税額の計算）の規定は、法第八十二条の十一第二項第一号に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百五十五条の三十六第一項中「を除く」とあるのは「に限る」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「第百五十五条の五十九第六項（国際最低課税残余額）において準用する前項の」と、「同条第三項」とあるのは「法第八十二条の三第三項」と、「第百五十五条の三十六第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の五十九第六項（国際最低課税残余額）において準用する同令第百五十五条の三十六第一項第一号」と、「第百五十五条の三十六第一項第七号」とあるのは「第百五十五条の五十九第六項において準用する同令第百五十五条の三十六第一項第七号」と読み替えるものとする。

7　法第八十二条の十一第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等の同項第一号に規定する会社等別国際最低課税額等から、当該特定多国籍企業グループ等の最終親会社等のみに対し当該共同支配会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課するものとして計算した場合における法第八十二条の三第一項第一号ロ（国際最低課税額）に規定する国際最低課税額等を控除した残額とする。

8　法第八十二条の十一第三項に規定する政令で定める対象会計年度は、次に掲げる要件の全てを満たす対象会計年度とする。

一　判定対象会計年度（法第八十二条の十一第三項に規定する判定対象会計年度をいう。次号において同じ。）における同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。同号イにおいて同じ。）の所在地国の数が六以下であること。

二　判定対象会計年度における次に掲げる金額の合計額が五千万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額以下であること。

イ　特定所在地国（法第八十二条の十一第三項の特定多国籍企業グループ等が特定多国籍企業グループ等に該当する対象会計年度のうち同項第一号に規定する各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税に関する法令の規定が最も早く施行されたと国際的に認められる日として財務省令で定める日以後最初に開始した対象会計年度において、同項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が所在地国とする国又は地域のうち当該国又は地域を所在地国とする構成会社等の有形資産の額の合計額が最も多いものをいう。ロにおいて同じ。）以外の国又は地域を所在地国とする当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の有形資産の額の合計額

ロ　法第八十二条の十一第三項の特定多国籍企業グループ等に属する無国籍構成会社等（各種投資会社等を除く。）の有形資産の額（特定所在地国に所在する第二項第一号に規定する有形資産に係るものを除く。）の合計額

第二款　申告

第百五十五条の六十　法第八十二条の十五第二項（電子情報処理組織による申告）に規定する政令で定める法令は、地方法人税法その他の法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第四節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第一款　国内最低課税額

（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）

第百五十五条の六十一　法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額がないものとして計算した場合における構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この条において同じ。）の調整後対象租税額とする。

一　当該構成会社等が恒久的施設等である場合における第百五十五条の三十五第三項第一号（調整後対象租税額の計算）に定める金額

二　当該構成会社等の第百五十五条の三十五第三項第四号に規定する親会社等が同号に規定する外国子会社合算税制等の適用を受ける場合における同号に定める金額

三　当該構成会社等が第百五十五条の三十五第三項第五号イに掲げる会社等に該当する場合における同号に定める金額

四　当該構成会社等の第百五十五条の三十五第三項第六号に規定する親会社等（その所在地国が我が国でないものに限る。）に対して利益の配当を行つた場合における同号に定める金額（所得税法第二条第一項第四十五号（定義）に規定する源泉徴収の方法により課されるものを除く。）

五　前各号に掲げる金額に係る第百五十五条の三十五第一項第二号に規定する法人税等調整額として財務省令で定める金額

2　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の各対象会計年度において、当該特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の過去対象会計年度に係る過大であつた国内調整後対象租税額（法第八十二条の十九第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額をいう。以下第百五十五条の六十八までにおいて同じ。）の合計額が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たない場合において、当該特定多国籍企業グループ等の当該対象会計年度に係るグループ国内最低課税額報告事項等（当該全ての構成会社等の国内調整後対象租税額の計算につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供があるとき又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国内最低課税額報告事項等に相当する事項の提供があるとき（法第百五十五条の三第六項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定の適用がある場合に限る。）は、第百五十五条の三十五第二項第二号ホ及び第百五十五条の六十四第一項第一号（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に掲げる金額は、零とする。

3　法第八十二条の三第三項（国際最低課税額）の規定は、前項の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等のうちに同条第三項に規定する特定構成会社等がある場合について準用する。この場合において、同項中「前項第一号から第三号まで」とあるのは、「法人税法施行令第百五十五条の六十一第二項（構成会社等に係る国内調整後対象租税額）」と読み替えるものとする。

（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）

第百五十五条の六十二　法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、各対象会計年度に係る第一号に掲げる金額が当該対象会計年度に係る第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一　法第八十二条の十九第一項第一号に掲げる内国法人（同号の特定多国籍企業グループ等に属する同号に規定する構成会社等であるものに限る。）の国内調整後対象租税額（当該対象会計年度においてグループ繰越控除額がある場合には、当該グループ繰越控除額に係る繰越控除帰属額を減算した金額。次号において同じ。）が個別基準税額（同条第二項第一号イに規定する個別基準税額をいう。以下この款において同じ。）を下回る場合のその下回る部分の金額

二　前号の特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）の国内調整後対象租税額が個別基準税額を下回る場合のその下回る部分の金額の合計額